

施設園芸等経営強化推進事業費補助金交付要綱

（趣 旨）

第1条 知事は、燃油価格等の高騰に直面する施設園芸農業者及び水産養殖事業者（以下「補助事業者」という。）の経営強化を推進するため、補助事業者が実施する生産コスト削減、生産性向上に資する機器の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付の対象者は、山梨県内に居住又は事業所が所在し、対象機器の導入を行う次のいずれかに該当する者とする。

- （1）化石燃料を使用して施設園芸（果樹、野菜、花き）を営む農業者（以下「施設園芸農業者」という。）とし、農事組合法人及び農地所有適格法人を含むものとする。
- （2）水産養殖業を営む水産養殖事業者及び水産業協同組合法に基づいて設立された漁業協同組合（以下「水産養殖事業者」という。）
- （3）その他知事が適当と認めるもの

（補助対象事業、補助対象機器及び補助率）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、交付対象となる機器・設備（以下「補助対象機器」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、施設園芸農業者は別表（1）を、水産養殖事業者は別表（2）をそれぞれ適用するものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のとおりとする。

- （1）補助対象機器及びその付帯設備の購入に要する経費
- （2）補助対象機器の設置に不可欠な工事に要する経費
- 2 次の経費は補助対象経費に含まれないものとする。
 - （1）国、都道府県、市町村等から補助を受けた補助対象機器に係る経費（設置等に要する経費を含む）
 - （2）中古品及びリース・レンタル品
 - （3）付帯設備のうち消耗品に当たるもの

（補助金の交付申請等）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添付し知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の

金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 3 当該補助対象経費から算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てて申請しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべきものと認めたときは、すみやかに交付の決定を行い、補助事業者に補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（補助金交付の条件）

第7条 補助金の交付決定を受けて補助対象事業を行う補助事業者は、補助対象事業の実施に当たっては、次に掲げる条件を遵守しなければならない。

- （1）補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、補助対象事業の目的の達成に支障をきたさない軽微の変更であって、交付決定を受けた補助金の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- （2）補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。
- （3）補助対象事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助対象事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （4）知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- （5）知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（着手）

第8条 事業の着手は、原則として交付決定に基づき行うものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめ事前着手届（様式第5号）を知事に提出しなければならない。ただし、届出により補助金の交付が確約されるものではない。
- 3 補助事業者は、前項により事前着手した後に第6条の規定による交付決定がされない場合においても、異議は申し立てられない。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日又は廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は令和6年12月28日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により事前着手が認められた補助事業者のうち、交付決定前に補助対象事業が完了している場合は、交

- 付決定日から起算して1箇月以内に実績報告書を提出しなければならない。
- 3 交付決定をした年度に補助対象事業が完了しない場合は、当該年度に係る実績報告書（様式第7号）を交付決定した年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。
 - 4 補助事業者は、第1項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後、申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の額の確定）

- 第11条 知事は、第9条の規定による実績報告の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 実績報告に補助対象外経費が含まれている場合は、補助金交付決定額から減額して補助金の額を確定するものとする。
 - 3 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金額の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずるものとする。
 - 4 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の交付）

- 第12条 補助金の交付は、精算払とする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払により交付することができるものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

- 第13条 知事は、第7条の規定による補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次のいずれかに該当する場合は、第6条の規定による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
 - （2）補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
 - （3）第15条の規定に違反して承認を受けないで補助対象事業により取得し、又は効

用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供した場合

(4) 第7条の規定による知事の承認なく、事業内容等を変更した場合

(5) 前各号のほか、補助対象事業に関し、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反した場合又は知事の指示に従わなかった場合

2 知事は、前項の規定による取消又は変更を行った場合において、既に当該取消し又は変更に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(取得財産の管理)

第14条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）について、財産管理台帳（様式第11号）を整備するとともに、善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運用を図るものとする。

(財産処分の制限)

第15条 補助事業者は、取得財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第12号）を提出し、承認を得なければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、返還期限内に納付がされない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の保管)

第16条 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を、補助金の額が確定した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定にかかわらず、取得財産について処分制限期間中は前項の書類を整備保管しておかなければならない。ただし、財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けた場合はその年度までとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年1月22日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって廃止する。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、この要綱の廃止後もその効力を有する。

別表(第3条関係)

(1) 施設園芸農業者

補助対象事業	補助対象機器	補助率	補助限度額
省エネ機器導入	①ヒートポンプ ②環境制御装置 ③循環扇	3分の2以内	1事業者当たり 上限300万円 下限 10万円
省力化機器導入	①自動換気装置 ②常温煙霧機		
生産性向上機器導入	①炭酸ガス発生装置		

※新規導入のみ対象。

※ヒートポンプは既設の化石燃料を熱源とする暖房機と併用して使用するために導入するものを対象。

(2) 水産養殖事業者

補助対象事業	補助対象設備	補助率	補助限度額
省エネ機器導入	①LED 照明 ②冷凍・冷蔵設備 ③高効率水中ポンプ	3分の2以内	1事業者あたり 上限300万円 下限 10万円
省力化機器導入	①フィッシュポンプ ②自動選別機 ③紫外線殺菌灯 ④自動給餌器 ⑤水質観測機 ⑥自動検卵機 ⑦自家発電機 ⑧養殖用水車(モーターを含む)		

※新規導入のみ対象。